

〔論 説〕

玉乃世履と山田顕義

—— 初代の大審院長と司法大臣 ——

飯 田 喜 信

はじめに

私は、5年前に裁判官を辞めて本学の法科大学院に奉職した。始めの2年間は、台東区谷中の寺町に住んで通勤していた。最寄り駅はJR日暮里駅で、歩いて10分ほど、途中谷中墓地を突っ切る。中央通りの桜並木の両側には、整然と区画された墓所が広がり、江戸期以降の著名な文学者や芸能人などの墓が点在している。駅側の出口付近で一際目を引くのは、高さ3、4メートルの大きな石碑である。その前に立てられた札には、「初代大審院長玉乃世履の碑 岩国藩出身1825年—1886年」と記されている。

長年裁判所に勤めていた私には、気になる石碑である。近付いて見ると、表面にはびっしりと多数の漢字が刻まれ、その上部に「大審院長玉乃君碑」と篆字で題された額が掲げられている。漢字の列は半ば風化しているが、最初の一行は「司法大臣陸軍中将従二位伯爵山田顕義篆額」と読める。本学の学祖の名前がいきなり出て来たのには、びっくりした。山田顕義は、どのような経緯から、玉乃世履の碑の題字を書くことになったのだろう。私の気ままで楽しみな探索が始まった。

まず、碑の全文を知りたくて、墓地事務所に問い合わせた。調査資料がなくて分からないとの返答で

ある。そのうち、故倉田卓次判事の随筆集「裁判官の書斎」に玉乃に触れた一文（玉乃世履異聞⁽¹⁾）があったことを思い出し、そこから芋づる式に関連する文献に当たっていく中で、昭和2年発行の法曹会雑誌⁽²⁾、碑の全文が掲載されていることが分かった。漢文体で玉乃の功績が詳しく記され、末尾に「大審院検事従五位三島毅撰文」と起草者の名がある。三島毅は、玉乃の親友で、明治期の代表的な儒者・文筆家であり、二松学舎大学の創立者としても知られた人物である。

玉乃についてはまとまった伝記がないが、岩国市在住の医師で郷土史研究家の吉岡達生氏が、平成14年に「初代大審院長玉乃世履一年譜⁽³⁾」を私家出版している。関係資料を丹念に調べて、玉乃の生涯の出来事を暦年で綴った好著である。残念ながら入手できなかったため、国会図書館に通って精読した。さらに、本学企画広報部の松原太郎氏に、学祖と玉乃との関わりを知りたいと話したところ、山田伯爵家文書中の明治8年木戸孝允書簡⁽⁴⁾に、玉乃の大審院長就任に言及した記載があるということで、その写しを送付してくださった。

本稿では、主に玉乃世履の生涯の事績を追いながら、山田顕義との接点を明らかにして行こうと思う。

(1) 倉田卓次『裁判官の書斎』（勁草書房、昭和60年）127頁。

(2) 「玉乃世履のことども」法曹会雑誌5巻6号（昭和2年）142頁。

(3) 吉岡達生『初代大審院長玉乃世履一年譜一』（平成14年）。

(4) 日本大学大学史編集室編『山田伯爵家文書巻五・六・七・八』（平成3年）30頁。

1 それぞれの生い立ち・吉田松陰との 交わり

玉乃世履は、1825年に岩国藩の上士の家に生まれた。少時より学問に秀で、4歳年下の藩主吉川経幹の小姓役を務め、その学友となった。28歳で藩校学頭の儒者玉乃九華の養子となり、玉乃姓に改める。初めは官学の朱子学を学んだが、やがて実践を重んじる陽明学に転じ、洋学も採り入れた。幕末期の藩政改革に登用され、兵制の洋式化等に取り組んだ。44歳で明治維新を迎え、岩国藩代表（公職人）として京都に赴任した。

山田顕義は、1844年生れで、玉乃の19歳年下である。生家は長州藩の中士で、親族には藩の要職を務めた者が多数いる。14歳で吉田松陰の松下村塾に入門し、松陰が安政の大獄で江戸に囚送されるまでの2年間、その薫陶を受けた。その後、松下村塾出身者らと共に尊攘活動に加わり、幕末期の変転の中を駆け抜けて、25歳で明治維新を迎えた。戊辰戦争から北越戦争を経て箱館戦争に至るまで、山田は少壮の官軍司令官として転戦し、目覚ましい成果を上げた。

山田が松下村塾で年少の門弟だったことは、知る人が多いが、玉乃と吉田松陰との間に交流があったことは、余り知られていない。玉乃は、27歳から30歳までの約3年間、京都に遊学する機会を与えられ、梅田雲浜、頼三樹三郎ら勤王の士と交遊し、また、梁川星巖に漢詩を学んだ。吉田松陰の来訪を受けたのは、その終り頃の1853年12月のことで、松陰は、同年6月のペリー来航に触発されて、江戸に向かう途中だった。玉乃は、5歳年下の松陰と一夜を語り明かして、天下の形勢を論じ合った。朝廷を中心にした海防体制の確立が急務であり、西洋兵学の導入が必要であることなどを議論したのであろう。また、天下の人心を一つにするためには、まずは長州藩と岩国藩の人心を一つにする必要があり、それぞれの藩論を動かしていくことを誓い合ったと思わ

れる。

ここで、長州藩（毛利氏）と岩国藩（吉川氏）の関係を少し説明しておく。江戸時代を通じて、両藩は互いに反目し合う関係にあった。吉川氏は中国地方の名族であり、毛利元就が二男の元春を養子に入れて、毛利家を支える三本の矢の一つとしたことは有名な故事である。しかし、関ヶ原の戦いで、吉川氏は、東軍と内通して毛利勢の動きを封じ、東軍の勝利に貢献した。敗れた西軍の毛利氏は、吉川氏のとりにしにより取潰しを免れたものの、長門・周防2か国に減封され、周防内の岩国3万石を吉川氏に与えることになった。毛利氏は、岩国領を自藩の一部であるとして支藩扱いせず、吉川氏を家臣とみて大名ではないと主張した。他方、幕府からは、吉川氏は外様大名格の扱いを受け、参勤交代の義務も負った。このように、岩国藩は、その家格を巡って宗家である長州藩と対立し続け、大政奉還後の明治新政府によって、初めて正式に独立した藩として認められるに至るのである。

玉乃と松陰との間で、両藩の人心一致の必要性が確認された背景には、以上のような積年の対立関係がある。玉乃は、藩主吉川経幹に働き掛けて、長州藩との関係改善に努めた。両藩の間に確固とした協力関係が築かれ、それが、長州戦争から討幕に至る過程で有効に作用することになるのである。

松陰は、玉乃と京都で会った翌1854年に、下田港に碇泊していたアメリカ艦船に乗り込んで、密航を企てたが果たせず、長州に囚送された。やがて、実家で蟄居しながら松下村塾を開くことを許され、山田顕義を含め、有為の子弟を数多く育てた。その頃、岩国にいた玉乃は、松陰との間で、文を交わしている。玉乃にとって、松陰は、同志とも言うべき存在だったのである。

こうしてみると、玉乃と山田をつなぐ第一の重要人物は、吉田松陰であるといえる。それぞれ、同志又は弟子という違いはあるが、松陰から受けた思想的影響が、その後の生涯を決定付けることにな

る。

2 第二次長州征伐・両名の初の出会 い？

玉乃世履と山田顕義は、1866年に起きた第二次長州征伐の戦場で、初めて出会った可能性がある。尊攘派の長州藩が七卿と共に京都から追われたのは、その3年前のことである。長州藩は、失地回復を図った蛤御門の変にも敗れ、続く第一次長州征伐では、戦わずして幕府に降参した。その後、高杉晋作らによるクーデターで藩の守旧派が排除されると、幕府は、第二次長州征伐を興した。藩境の4つの街道口等に征長軍が押し寄せ、長州藩の藩兵及び民兵からなる諸部隊がこれを迎え撃った。いわゆる四境の戦いであり、その中で最も攻防が激しかったのが、安芸から岩国に入る芸洲口の戦い⁽⁵⁾であった。

芸洲口の主戦場は海岸沿いの街道であり、長州藩の主力部隊に山田顕義の率いる御楯隊が加わり、敵側先鋒の彦根勢を途中の小瀬川で奇襲し撃退した。しかし、その後押し出してきた紀州勢との間で一進一退の攻防を繰り返し、戦況は膠着状態になった。他方、玉乃は、岩国藩の農兵を組織した北門団を率いて、小瀬川の上流部に赴き、山間道の戦いで井上馨の率いる鴻城隊に加勢したり、海岸道に援兵を送ったりした。加えて、長州勢に対する兵站を受け持つという重要な役割を果たした。

四境の戦いは、他の3口で長州勢が圧倒的な勝利を占め、将軍家茂の死去もあって停戦となり、征長軍が撤退して終結した。幕府の権威は失墜し、第二次長州征伐の直前に成立した薩長同盟の密約の下、薩長両軍を主体とした討幕の動きへと、時局は急激に展開していく。

玉乃と山田が芸洲口で対面した可能性はどうか。玉乃自身は山間部に留まり、北門団の指揮に

当たっていたため、海岸道を転戦した山田と出会ったという形跡は窺えない。ただ、少なくとも山田は、岩国藩に玉乃ありと認識したことは間違いない。また、山田や井上馨らから、長州藩の代表格である木戸孝允に対し、玉乃の功績が伝えられたことも、确实といえよう。

3 玉乃の初代大審院長就任・木戸孝允とのつながり

玉乃世履は、第二次長州征伐の戦功により、岩国藩の重臣（用人役）に取り立てられた。そして明治維新が成るや、玉乃は、岩国藩の在外代表者（公職人）として京都に赴任し、さらに、そこから新政府に向かう形で東京に招聘された。初めは会津若松の民政を担当したが、間もなく聴訟司知事（民事の裁判官）に転じた。玉乃の新政府への出仕は、長州の木戸孝允及び広沢真臣の推挙によるものであった。木戸らは、岩国藩の討幕運動を主導した玉乃の実力と人物を見込んで、新政府に参入させたのであろう。

以後、玉乃は裁判官の道を歩み、着々と昇進して、明治7年（50歳）には、司法権大判事として裁判官の筆頭に立った。玉乃は、それまで様々な事件を適切に処理して高い評価を得てきたが、特に名声を博したのが、その前年に手掛けた「明治の七難件」⁽⁶⁾と呼ばれる案件の処理である。当時、イギリス商人が、維新时期における旧藩等との取引で生じた債権の支払を新政府に求める訴訟を相次いで起こし、決着の付かない7つの事件がまとめて仲裁手続に付された。日本側の仲裁委員となった玉乃は、イギリス側の仲裁委員ハンネンと協力して、多数の証人尋問を集中的に実施するなどの審理を遂げ、約9か月で仲裁判断を下し、難件を解決するに至った。これにより、玉乃の声望は、政府部内だけでなく、

(5) 野口武彦『長州戦争』（中公新書、平成18年）171頁。

(6) 岩村等「イギリス商人カベルデューが旧岩崎藩などを相手にした訴訟—明治初年のいわゆる『七件』訴訟の中のの一つ—」阪大法学42巻2・3号（平成4年）359頁。

外国商社の間にも高まったのである。

明治8年には、前々年の征韓論に伴う政変、前年の佐賀の乱の勃発などを受け、不安定になった政局を收拾するために、大久保利通、木戸孝允、板垣退助らが大阪に集まり、会議を開いた。この大阪会議で、元老院の設置とともに、大審院の創立が決められ、裁判所は司法省から分離した機構として整備されることになった。当初は大審院長に右大臣の岩倉具視を充てて、元老院議長と対等にしようと企図されたが、岩倉が就任を承諾せず、大審院の順位も、「北海道開拓使の上、諸省の次」と定められ、司法省の下に位置することになった。大審院長の人選は難航したようで、参議の木戸孝允から司法大輔（司法省の次官）の山田顕義に同年5月9日付けで宛てた書簡には、「何卒大審院長至急御人撰も六ツケ敷ニ付而ハ、是非玉乃御採用（二等裁判官被御引上ケハ如何）早々一きまり被相着度」と記されている⁽⁷⁾。「大審院長の至急の人選が難しいようであれば、玉乃を二等裁判官に引き上げた上で採用するよう是非早めに決めてほしい」という趣旨の手紙で、封筒の端裏書には「極密御覧」と付記されている。大阪会議による機構改革で、判事は一等から七等まで置かれることになり、玉乃は、三等判事に任じられていた（一、二等はなし）。そして、木戸書簡差出しの3日後である5月12日に、玉乃は、二等判事に昇進した上で、大審院長事務取扱（代理）を命じられた。玉乃が正式に初代の大審院長に任じられたのは、その3年後の明治11年のことであるが、当時の司法大輔も山田であった。

こうしてみると、玉乃が初代大審院長に就任するについては、山田が司法大輔として人選作業を取りまとめたこと、その背後には参議の木戸孝允の意向が強く働いていたことが分かる。

ところで、山田は、明治4年に遣欧使節団に加わり、アメリカと欧州諸国を回って、明治6年に帰国

した。その直後に起きた征韓論に伴う政変で、西郷隆盛、板垣退助及び江藤新平ら留守組の参議が下野し、江藤は、間もなく起きた佐賀の乱の首魁として処刑される。肥前藩出身の江藤は、明治5年に司法卿（司法省の長）となり、司法権と行政権の分離を促す司法の近代化に乗り出したが、1年余りで退き、その志は後継者に引き継がれることになった。司法卿には江藤と同じ肥前藩出身の大木喬任が就いたが、長州閥領袖の木戸孝允が、改革の実質的担い手として送り込んだのが、後輩の山田である。木戸は、肥前藩出身者による司法省の支配を嫌い、佐賀の乱の鎮圧から戻った陸軍少将の山田を説得して、司法大輔に任じたのである。

当時、新政府の喫緊の課題になっていたのが、幕府が諸外国と結んだ不平等条約の改正である。これを実現するためには、締約国である日本の法制度の近代化を図らなければならない。その大役を担ったのが、山田であり、同じ頃、裁判部の長を務めたのが、長州系の玉乃である。明治10年台をはさむ十数年の長きにわたり、両名が司法部をけん引したわけであるが、その出発点を据えたのが木戸孝允である。木戸は、玉乃と山田をつなぐ第二の重要人物といえよう。

4 ポアソナードとの交わり・拷問廃止

司法部のけん引役となった山田顕義及び玉乃世履にとっても、共通の師であり、また良き理解者・協力者でもあったのが、お雇いフランス人法学者のポアソナードである。

ポアソナードは、玉乃と同一年で、パリ大学法学部教授の職にあった明治6年48歳の時に来日し、明治28年に帰国するまで22年間の長きにわたり、政府の法律顧問として法典編纂事業に携わった。ポアソナードは、法典編纂の前提として、法典の立案と実施を担う法律家を養成することが急務であると考

(7) 前掲注(4)31頁。

え、来日後間もなく、司法省法学校の生徒に対する講義を担当したほか、司法省の官吏を対象としたフランス実定法の解説会を開始した。その頃司法大輔になったばかりの山田は、法学校の講義に通って法律を学び、また、権大判事の玉乃も、フランス民法等の解説会に参加した。

やがて法典編纂事業が始まり、最初に刑法（旧刑法）、次いで治罪法の編纂が進められた。司法大輔の山田は、刑法草案作成の委員長となり、ポアソナードの起草した原案を基に刑法草案を作成して、太政官に上程した。次の治罪法については、玉乃が草案審査委員を務め、ポアソナードの起草した原案を審査・修正した治罪法草案を上程している。これは、治罪法の編纂が開始された明治12年に、山田が参議となって工部卿に転じ、玉乃が大審院長を辞して後任の司法大輔に就任したためである。玉乃は、明治14年に再び大審院長（三代）に戻るまで、司法省における法典編纂の責任者を務め、その間の明治13年に刑法及び治罪法が公布されている（施行は明治15年）。他方、山田は、工部卿の後、内務卿も務め、明治16年に司法卿となって、司法部に戻ってくる。そして、明治18年に内閣制度が発足すると、初代の司法大臣に就任し、以後ポアソナードと手を携えて民法典の編纂に邁進するのである。

ここで、ポアソナードの数ある功績の中でも特筆すべき拷問廃止⁽⁸⁾について、玉乃及び山田が関わったエピソードを紹介する。事の発端は、明治8年4月、ポアソナードが法学校の講義に行く途中、裁判所の中から悲鳴が聞こえ、不審に思って法廷に入ると、容疑者に石抱の拷問を加えて訊問している光景を見たことにある。ポアソナードは、大変なショックを受け、泣き叫びながら、ちょうど出勤してきた権大判事の玉乃に抱きつき、フランス語でまくし立てた。居合わせた司法省書記官でフランス語を解す

る名村泰蔵が通訳し、拷問をやめさせようと訴えていることが分かった。そこで、玉乃は、ポアソナードと名村を伴って、司法卿の大木喬任に面会し、ポアソナードに所説を述べさせた。ポアソナードは、その日のうちに、司法卿宛てに拷問廃止を求める書簡を書き、1か月後には、拷問廃止の理由書を提出した。そこには、人間の生命と人格の尊重、刑事被告人の防御権の保障、拷問による虚偽自白誘発のおそれといった現在も唱道される見解に加えて、野蛮な拷問は日本が目指す治外法権撤廃の障害になるという説得力のある理由が述べられている。政府は、ポアソナードの建白を容れて、拷問廃止の法制化を検討し、明治9年6月10日にいわゆる断罪依証律を可決した。「凡そ罪を断ずるは証に依る」として、自白調書がなくても有罪にできることを認め、拷問使用の必要性を排したのである。そして、明治12年の太政官布告で拷問は正式に廃止されるに至った。

実は、玉乃は、早くから拷問廃止を唱えていた。⁽⁹⁾明治4年に参議広沢真臣の暗殺事件が起き、広沢の妾との私通を疑われた家令の男性が逮捕された。男性は警察の拷問を受けて広沢殺害を自白し、司法省に送られて、玉乃ら3名の裁判官による裁判に付された。玉乃らは、男性が拷問の苦痛に堪えかねて虚偽の自白をした疑いがあると認めて、事件の打切りを内定したが、警察の工作により裁判官を交替させられた。その後も担当裁判官の交替などがあり、明治8年に至って参座（陪審）により無罪の判決が出され、確定した。玉乃は、この事件の経験等から、拷問は虚偽の自白を招くとして、ポアソナードの建白より前に拷問廃止を唱え、これは司法関係者にはよく知られていた。玉乃がポアソナードの建白を強く支持したことは、疑いがない。

山田も、司法大輔として、拷問廃止の法制化を実際に推し進める役割を担ったと考えられる。山田が

(8) 大久保泰甫『日本近代法の父ポワソナード』（岩波新書、昭和52年）96頁。

(9) 手塚豊「明治初年における二、三の拷問廃止論」手塚豊著作集6巻（昭和61年）54頁。

参議の伊藤博文に宛てた明治9年6月8日(断罪依証律可決の2日前)⁽¹⁰⁾付け書簡には、「拷問之義は少々取調懸り候得共、過日玉乃、鶴田及大少丞えも御呼出に而御相談被下候事柄と全同一轍之事に付別に異存不申出方可然被相考候間、省中にて取調候義は相止申候。」とある。拷問廃止については、伊藤が過日玉乃らを呼んで相談したところと軌を一にしており、司法省でも異存がない旨を述べており、拷問廃止の法制化の過程で、玉乃及び山田が積極的に動いたことが分かる。

5 それぞれの業績・「明治の大岡」と「法典伯」

ここで、両名の業績をまとめておこう。初代大審院長になった玉乃世履は、「明治の大岡(越前守忠相)」と言われ、他方、初代司法大臣の山田顕義は「法典伯」の異名を取っている。その理由を順にみていく。

玉乃世履は、45歳で聴訟司知事になってから62歳で大審院長のまま亡くなるまでの間、一時司法大輔に転じた以外は、ずっと裁判官であり続けた。その間多数の事件を処理し、その中には、「明治の七難件」などの解決困難な民事事件のほか、大審院の管轄とされた国事犯に対する刑事事件が含まれている。例えば、明治11年に起きた大久保利通暗殺事件の犯人らの裁判の裁判長を務めており、また、その頃盛んになった自由民権運動の活動家に対する内乱罪等の事件も多数担当している。活動家から、玉乃は「藩閥政府の走狗」と批判されたが、玉乃の裁判の内容や当時の裁判官の地位等に鑑みれば、酷評に過ぎるというべきであろう。

明治15年に起きた有名な福島事件を例にみる。⁽¹¹⁾これは、福島県令三島通庸の横暴に抗議した自由党員の県会議長河野広中らが検挙され、内乱罪により

大審院の審判に付された事件である。玉乃裁判長は、被告人らに弁論の時間を十分に与え、他方、検事からの傍聴禁止の要求を斥けるなど、公正に審理を進めた。被告人側も法廷でしばしば裁判長に対して謝意を表したとのことである。明治16年に判決が言い渡され、河野は軽禁獄7年、他の者は同6年に処せられた。三島は河野を厳罰に処すべく政府部内で画策し、検事は有期流刑を求刑したのだが、玉乃らは、刑の減輕規定を最大限適用して、内乱罪としては最も軽い軽禁獄を選択したのである。より厳正な態度を貫けば、証拠不十分として無罪の判決をなし得たかも知れないが、政府の圧力が強く、裁判官の身分保障もない当時の状況下では、これが精一杯の抵抗だったと評価できよう。

もう一つ、自由民権運動関連の事件のエピソードを紹介する。明治8年に徳島の政治結社が立憲政体の必要を説いた「通諭書」を発行した事件で、幹部達が朝憲紊乱の罪に問われ、翌年大審院で有罪の判決を受けた。その中の一坂俊太郎という青年は、禁獄2年に処せられたが、刑を終えた後司法省に出仕することになった。一坂を司法省に推薦したのは、大審院判事の玉乃であった。玉乃は、法廷における一坂の熱弁に感心し、その人物を見込んで推挙したのである。玉乃に助けられた一坂は、司法省、内務省の勤務を経て、後に徳島市長を務めるなど、大いに活躍した。その曾孫に当たる一坂太郎氏が、「はじめに」で記した吉岡達生氏の著書の冒頭に、このエピソードを、玉乃に対する感謝を込めて寄稿している。⁽¹²⁾

以上のように、玉乃は、有能であるばかりでなく、公正かつ剛直で、温情味のある人物だった。世上の評判は高く、谷中墓地の石碑には、「及薨海内知與不知皆惜之曰失明治大岡矣」(薨じるに及び海内の知ると知らずと皆之を惜しんで曰く 明治の大

(10) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書八』(塙書房、昭和52年)183頁。

(11) 手塚豊「自由党福島事件と高等法院」手塚豊著作集1巻(昭和57年)99頁。

(12) 吉岡・前掲注(3)vii頁。

岡を失うと)と記されている。⁽¹³⁾玉乃は、「明治の大岡越前守忠相」として、名裁判官の誉れが高かったのである。

他方、山田顕義は、「法典伯」の異名を持つ。山田は、明治17年の華族令により伯爵を授けられ、翌18年には内閣制度の発足に伴い初代の司法大臣に就任した。初代の内閣総理大臣は伊藤博文であり、内閣の最重要課題が不平等条約の改正であった。外務大臣には井上馨が就任し、いわゆる鹿鳴館外交を展開したが、条約改正の前提となる民法、商法等の法典編纂は山田に任された。その後、内閣総理大臣は、伊藤博文から黒田清隆、次いで山県有朋、さらに松方正義へと交替したが、山田は、司法大臣に留任し続け、明治24年、ロシア皇太子ニコラスが警備中の警察官に切り付けられて負傷した大津事件の責任を取って辞任するまで、「法典伯」と呼ばれるほど、法典編纂事業に熱心に取り組んだのである。

山田が特に心血を注いだのは、民法典の編纂である。その原案は、ボアソナードが明治12年頃から起草し始め、元老院内に設けられた民法編纂局（玉乃世履はその委員に任命されていた）で順に討議・修正されて、明治19年には財産関係の条文がほぼ出来上がっていた。山田は、明治20年に法律取調委員会を設け、自ら委員長となって、大部にわたる財産関係の条文を審査するとともに、身分関係の条文の起草・審査の作業を続けた。そして、内閣案を作成して元老院に上程し、明治23年の民法典公布に漕ぎ着けた。法律取調委員会では、商法典の編纂も並行して進め、同年の公布を達成している。

しかし、事態はすぐに暗転する。その火付け役は、英法派と呼ばれる旧東京大学法学部の教授陣だった。彼らは、フランス民法典を模範とした民法典は我が国古来の慣習を無視するものだと批判し、「民法出デテ忠孝亡ブ」と喧伝した。これに、藩閥

政府批判の動きなども加わり、法典の施行延期を求める意見が大きくなり、施行断行派との間でいわゆる法典論争が展開された。初めて開かれた帝国議会では延期派が多数を占め、明治23年12月、民法典より先に施行が予定されていた商法典の施行延期法案が可決された。これに対し、山田及び後任の司法大臣田中不二麿は懸命の巻き返しを図ったが果たせず、明治25年6月、翌年同時に施行するとされていた民法典及び商法典の施行延期法案が可決されるに至った。

その後、民法典は「根本的改修」を受け、ドイツ民法の編別に倣った民法が明治29年に制定され、明治31年から施行されて現在に及んでいる。しかし、山田らが編纂した旧民法典は、完全に廃絶されたのではなく、その諸規定が素材となり、その編纂の苦心創作が糧となって、新民法典に継承されている。⁽¹⁴⁾旧民法典は新民法典の母体になっており、その意味で法典伯の山田はボアソナードと共に、新民法典の生みの親ともいえるのである。

6 それぞれの死・五龍と空齋

玉乃世履は、明治19年8月8日神田の自宅で死去した。享年62歳。死因は自殺である。その6年後の明治25年11月11日、山田顕義は、生野銀山を視察中に坑道で卒倒し、死去した。享年49歳。病死と発表されたが、事故死の疑いが強い。両名とも、少時から詩文をたしなみ、玉乃は五龍、山田は空齋とそれぞれ号した。

玉乃が自殺した原因について、前記「年譜」を著わした吉岡達生氏は、うつ病であると説明している。⁽¹⁵⁾玉乃は、60歳の夏頃からうつ病を発し、糖尿病も重なって療養に努めていたが、病状は悪化し、遺書も残さず、突然自決した。玉乃の事績を詳細に跡付けてきた吉岡氏は、医師でもあり、その所説は

(13) 前掲注(2)145頁。

(14) 大久保・前掲注(8)195頁。

(15) 吉岡・前掲注(3)213頁。

正当であると思われる。うつ病発症の素因を、「年譜」に基づいて、2つほど推察してみると、その1は、大審院長の職務からくる過労である。玉乃は、民事、刑事の難件を数多く担当し、慎重な審理を行って、適切な結論を導くことに腐心した。特に、相次ぐ自由民権運動関係の刑事事件では、両当事者の尖鋭な対立の下、訴訟指揮は困難を極めたであろうし、それ以上に、政府の圧力をかわして公正な判断を下すには、勇気と知恵を振り絞らなければならなかったであろう。これらの苦労は、淀んだ澱となって玉乃の心身に堆積していったに違いない。もう1つは、出身の岩国藩との関係を巡る心労である。玉乃は、岩国藩から出た官吏の中で筆頭の高官であったため、国元の旧藩主筋からは、中央政府へのパイプ役として常に頼られていた。明治17年の華族令により、旧藩主吉川経健は男爵に叙せられたが、長州藩の他の支藩の旧藩主3名はいずれも位が1つ上の子爵であった。岩国藩主が明治維新後に正式に大名として認められた新華族であったため、差が付いたと思われる。岩国では、爵位獲得に向け、山口県の教育資金を旧藩主で分担する際に、宗家に次ぐ多額の拠出を決めるなど、懸命の運動が展開されていただけに、国元の落胆は大きく、その怒りと批判が玉乃に集中したと推測される。玉乃は、藩主の小姓から始まり重臣に取り立てられるまで人生の約3分の2を岩国藩士として過ごしたのであり、旧主筋からの非難はさぞかし身に届いたことであろう。こうして玉乃は、自宅2階で、家伝の愛刀に伏して一突きの下に頸部を刎ね、自刃して果てた。

玉乃の死後、その遺稿を編集した「五龍文詩」が出版された。発行者は妻の光子である。その中に、「購所典劔」(典する所の劔を購う)という詩が収められている。⁽¹⁶⁾「典する」とは、質に入れるの意である。

霜鋒脱室耀光輝

霜鋒 室を脱し 光輝耀 (あきらか) なり
拭罷窗前試一揮

拭いて 窓前に罷り 一揮を試む

三歳再歸主人手

三歳 再び 主人の手に歸る

喜他耿耿未生衣

他に喜ぶ 耿耿として 未だ衣を生ぜざるを
訓読、解釈とも自信が無いが、大意は次のようなものであろう。「鞘から抜いた刀の切っ先は、厳かな光芒を放っている。刃を拭って、窓の前に行き、一振りしてみた。手放してから3年目に、再び主人の手元に帰ったのだな。明るく輝き、染みや曇りが生じていないのも喜ばしいことだ。」

京都遊学中の30歳頃の作品とされる。玉乃は、書籍の購入代に充てるため、生家に伝わる備前祐定作の名刀を買入れしたが、足かけ3年節約してその刀を買い戻した。その時の喜びと挙措を率直に謳い上げたのである。他に「夜雨」と題して、雨の音を聴きながら終夜読書に勤しむ様子(爐頭閑讀殘書)を詠んだ詩があるが、若き玉乃は、⁽¹⁷⁾愛刀をかたに入れてでも書を買って勉学に励む向学の士であった。同時に、やはり武士であり、魂とも言うべき刀剣を買い戻すために、節儉に努めてもいる。玉乃は、廢刀令の後も祐定を身邊に置き続け、遂にこれにより自刃するに至るのである。

玉乃の死の4日後に、その遺骸は谷中墓地に埋葬された。そして、3年後の明治22年8月、墓所の近くに顕彰碑が建立された。その碑の額の題字を篆書で記したのが、当時の司法大臣山田顕義であることは、「はじめに」で述べたとおりである。

他方、山田顕義の死因については諸説があるが、⁽¹⁸⁾本学の法医学担当教授である押田茂實氏の研究が興味深い。昭和63年に山田家墓所(護国寺)の整備

(16) 玉乃世履『五龍文詩坤』(有隣堂、明治22年)10丁。

(17) 玉乃・前掲注(16)3丁。

(18) 押田茂實「学祖山田顕義伯爵の死因について」シリーズ学祖・山田顕義研究4集(平成2年)208頁。

に伴って山田の遺体が発掘され、その学術調査研究が実施された。押田氏は、調査メンバーに加わって、山田の遺骨の検査に当たり、頭蓋骨等の所見を基にその死因を検討している。そして、死亡当時報じられた腐骨症による病死説を否定した上、頭蓋骨側頭部の損傷等に徴すると、何らかの原因による転落死の可能性が高いと結論付けている。さらに、直木賞作家の古川薫は、平成6年刊行の「剣と法典・小ナポレオン山田顕義」で、押田氏の所説を紹介した上、転落の原因は何者かが差し向けた刺客の襲撃によるのではないかという暗殺説を示唆している⁽¹⁹⁾。明治政府は、薩長の藩閥勢力を中心に組成され、これに次ぐ土肥両藩やそれ以外の勢力も含めて、合従連衡による政変が相次ぎ、反乱と弾圧、あるいは暗殺など、血塗られた部分も多い。長州出身の有力政治家である山田は、温かな性格で権力争いに恬淡としており、自ら敵を作るタイプではなかったが、それでも山田を敵視する勢力は種々あったと思われる。暗殺されたとすると、その黒幕は誰か。謎は深まるばかりである。

山田は、空齋と号する文筆の士で、詩文と和歌を良くし、書も達筆であった。馴染みの茶屋女将加藤ひなと鶺鴒を楽しんだ折に詠んだ、風折烏帽子の小唄はよく知られている。「風折烏帽子 腰蓑つけて清き心の 長良川 流れ尽きせぬ 幾千代かけて君に捧げん 鮎の魚 船端たたいて ほっほっほっ」 軽妙洒脱で、何とも粋な恋唄である。

古川薫の前記著書には、山田が23歳の時に作った漢詩⁽²¹⁾が紹介されている。第二次長州征伐に応戦し、四境の戦いに勝利した直後の作詩である。同著から訓読文をそのまま引用する。

秋水流れて至り、死者帰る期（とき）なし。

悠々たり前途の事。幽冥知るべからず。

算（はかりごと）少なく事の忙（あわただ）し

さを覚へ、

戦勝するも心喜ばず。

四境賊兵を去らしめ、秋色砲壘に高し。

戦勝の感慨を清新かつ平明な語り口で綴った、若き山田の秀逸な作品である。しかし、死者を悼み、生者の寂寥を噛みしめる沈痛な思いが、通奏低音のように重く響いている。初陣の隊長の感傷よりは、歴戦の老将軍の悲哀というような、老成したものを感じさせられる。幕末の勤王運動の中で、師である吉田松陰を初めとして、久坂玄瑞らの同志や有能な親類縁者が多数命を落とし、ようやく討幕へのターニングポイントに達したのに、心は鬱として喜ばない。この先も多くの知友を失い、やがて自分も志なかばで世を去るのかも知れない。しかし、死者の想いを心に留めて、先に進んで行かなければならない。実際にも、四境の戦いの立役者高杉晋作は間もなく病没し、山田の第二の師である大村益次郎も維新直後に暗殺される。その後も、広沢真臣、江藤新平、大久保利通等々、悲運の死が相次ぐ。山田は、その先に自分の死も予感していたのであろう。作詩から26年後、49歳で山田は波乱に富んだ生涯を終えた。

(19) 古川薫『剣と法典 小ナポレオン山田顕義』（文藝春秋、平成6年）312頁。

(20) 萩博物館『生誕170年記念特別展 山田顕義と近代日本』（平成26年）60頁。

(21) 古川・前掲注(19)132頁。

